第9回口頭弁論期日のご報告

平成29年7月27日 原発被害救済千葉県弁護団事務局

- 1 弁護団員による提出書面の説明
- 2 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠
- (1) 弁護団の主張や証拠
 - ★第19準備書面(包括慰謝料についての整理)

〇概要

① 精神的苦痛の原因毎に、避難慰謝料、ふるさと喪失慰謝料・健康不安による慰謝料等と費目を分けることも可能である。しかし、本件原発事故に伴い被った精神的苦痛は個々の原告毎に多様であり、多面的であるため、それらをわけることなく一括して包括慰謝料として請求する。

損害の総額は、ふるさと喪失慰謝料2000万円・避難慰謝料月50万円×72ヶ月の合計5600万円を下回ることは無い。

- 一部請求として1000万円を、包括慰謝料として請求している。
- ② 本件事故により、放射能汚染、産業への影響及びコミュニティの喪失といった被害が生じている。このような被害を、避難慰謝料とは異なる慰謝料として、「包括的生活利益としての平穏生活権」を被侵害利益とする、ふるさと喪失慰謝料が認められなければならない。

ふるさと喪失慰謝料とは、避難慰謝料では賠償できないその他の精神的損害のすべてに対応するものと位置づけられる。

実際に元の土地に戻ったか否かは問題ではない。地域で、元の豊かな生活を送ることのできる基盤が回復されたか否かによって、「ふるさと喪失」の有無は決まるのである。

★第20準備書面(被告国第12準備書面に対する反論)

○概要

① IAEA事務局長報告書が、編集注記において、「いかなる個人又は主体による作為又は不作為についても、法的又はその他を問わず、責任の問題を扱うことを意図するものではない」と述べている。

この意味は、航空事故調査においても課題となっている刑事捜査との関係に配慮したためと考えられる。しかし、本裁判は、刑事責任を問うものではない。

② IAEA事務局長報告書は、世界中の専門家約180名が5つの作業部会で検討・評価されたものである。作成されるにあたり、日本政府及び日本の他の組織が、相当量のデータを提供していた。

IAEAが報告書にて記載している「評価」は、2種類ある。1つは、本件事故以前のある時点に立って行った評価である。もう1つは、「未来志向」の教訓メッセージである。

原告らは、前者の「評価」に基づき、主張している。被告国は、IAEA技術文書2について、事故前の知見ではなく、現時点における知見に基づいて考察したに過ぎないと主張しているが、原告らの主張をきちんと理解していない。

被告国は、本件事故までに、IAEAにより、津波のハザード評価手法について具体的な内容を伴う指針を示されたことがなく、国際慣行も存在しなかったと主張している。しかし、我が国が、地震国・津波国であるにもかかわらず、国際的な動向を無視していたに過ぎない。

国際慣行があったとの既述は、IAEAが約180名の専門家を集めて導いた、国際的な評価である。被告国の主張は、採用するに値しない。

- ③ IAEAが指摘するように、知見の進展により、ウェットサイト(設計基準浸水の推移がプラント主地盤高よりも高い)となった段階で、被告国が規制を行う必要性があった。IAEA技術文書2の記載は、このことを裏付ける。
- ④ IAEAが述べる津波ハザードの評価手法に関する国際慣行は、本件事故当時、存在していた。また、本件事故前に、「長期評価」と同様の津波高さが予測可能だったことについて、IAEAも確認している。

これらの点について、被告国は、IAEAの記載が誤っていると反論しているが、筋違いと言う他ない

★第21準備書面(被告らの結果回避可能性と東電刑事裁判)~被告国第11準備書面・第3に対する反論~

〇概要

- ① 被告東電の勝俣元会長ら役員の刑事事件裁判において、検察官の職務を 行う指定弁護士は、冒頭陳述を行った。この冒頭陳述により、以下のとおり、 新たな事実が判明した。
- ② 被告国は、本件事故を防ぐための対策をとれなかったことを立証するために、岡本孝司教授の意見書を提出している。岡本氏の意見書を引用して、被告国は、敷地東側に防波堤を立てることは不合理であると主張していた。

ところが、被告東電は、業務委託した東電設計より、防波堤を、敷地南側側面だけでなく、南側から東側、北側にかけて敷地を囲うように設置するよう、具体的に提案されていた。

東電設計は、被告東電の建設コンサルタント会社であり、福島第一原発を知り尽くしている。東電設計が提案したとおり、南側のみならず、東側北側にも防波堤を立てて敷地全体を囲むことが、工学的に合理的である。被告国は、東側に防波堤を設置するのは合理性がないと主張しているが、この主張こそ科学的・工学的合理性が全くない。

★提出した主な証拠

崎山比早子氏の意見書, 国際がん研究機関(IARC)の研究結果に関する文書, 福島県「県民健康調査」検討委員会配付資料・議事録, 崎山比早子氏の京都

地方裁判所における証人尋問調書,東電役員刑事裁判の冒頭陳述,原告の方々の個別損害に関する証拠

★その他提出した書面

○訴えの変更申立書

(2) 被告東京電力の主張,証拠の提出

※被告東京電力は、今回、主張書面と証拠を提出しませんでした。

★その他提出した書面

○原告らの証拠申出に対する意見書

(3) 被告国の主張

★第13準備書面

〇概要

① 原子力安全委員会が策定する指針類及び技術基準を定めた省令62号は、発電用原子炉施設の安全確保対策の体系にのっとって、それぞれが外部事象と内部事象を区別して規定している。

安全確保対策の体系及び単一故障の仮定の考え方は,裁判例においても,合理性が認められる。単一故障の仮定の考え方は,新規制基準の下でも維持されている。

原告らが違法を主張する平成18年の時点において、省令62号は、原子炉施設の安全確保対策の体系及び単一故障の仮定の考え方に基づいており、 不合理でない。

省令62号を改正しなかったことは、著しく合理性を欠くとはいえない。

② 被告国は、シビアアクシデントが電気事業者の自主的な取り組みとされた後も、シビアアクシデント対策を推進すべく、被告東電を含む電気事業者に対して行政指導等を行っていた。シビアアクシデント対策は、各国で対応が異なっており、必ずしも既設炉について法規制の対象とされていなかった。また、平成19年当時のIAEAは、我が国の原子力に対する安全規制は良好であると評価していた。

したがって、被告国に規制権限不行使の違法があるとは到底認められない。

★提出した主な証拠

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令と解釈に対する解説(JNES作成),シビアアクシデント対策の規制要件化に係る海外動向に関する調査報告書(日本エヌ・ユー・エス(株)作成)

★その他提出した書面

○証人尋問に対する意見書

3 今後の裁判の日程

第10回口頭弁論期日 平成29年9月21日(木)午前10時半 第11回口頭弁論期日 平成29年11月9日(木)午前10時半 第12回口頭弁論期日 平成30年1月18日(木)午前10時半

- ※ 千葉地方裁判所601号法廷で行われる予定です。
- ※ 傍聴席は抽選となる予定ですので、傍聴ご希望の方は、千葉地方裁判所1階ロビーへ、お早めにお越しください。

以上